

デジタル田園都市国家構想総合戦略について

1. 国の改訂に係る経緯

少子高齢化や東京圏への人口集中による地方の人口減少などの課題の解決に向けて、平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、同年 12 月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されました。これに伴い、地方自治体では、地方版総合戦略を策定し、人口減少対策等の地方創生の充実・強化に取り組んでおり、本市においても平成 27 年 10 月に「坂出市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を、令和 2 年 3 月に「第 2 期坂出市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

その後、国においてはデジタル技術の活用によって、地域の個性を活かしながら地方の課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化することを目的に、第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、令和 4 年 12 月に令和 5 年度から令和 9 年度までを計画期間とする「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定するとともに、施策の進捗状況などを踏まえ、令和 5 年 12 月に改訂が行われました。

2. デジタル田園都市国家構想総合戦略の概要

(1) 基本的考え方

「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。

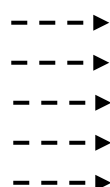
デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、
各地域の優良事例の横展開を加速する。

これまでの地方創生の取組についても、改善を加えながら推進する。

(2) 施策の方向

デジタルの力を活用した地方の社会課題解決

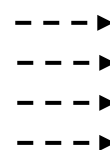
- ① 地方に仕事をつくる
- ② 人の流れをつくる
- ③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④ 魅力的な地域をつくる



・従来の 4 つの基本目標については変更なし
・デジタルの力を活用することを追加

デジタル実装の基礎条件整備

- ① デジタル基盤の整備
- ② デジタル人材の育成・確保
- ③ 誰一人取り残されないための取組



国がデジタル基盤の整備等を推進し、地方のデジタル実装を下支え

第3期坂出市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について

1. 第3期総合戦略策定に係る基本的考え方

地方自治体においては、まち・ひと・しごと創生法第10条にて、国の総合戦略を勘案し、地方版総合戦略を策定するよう努めることとしており、策定にあたってはデジタル技術の活用に加えて、地域それぞれが抱える社会課題の解決を図るため、地域ビジョン（地域がめざすべき理想像）を構築し、地方活性化の取組を推進することとしています。

第3期総合戦略の策定においては、市の最上位計画である「坂出市まちづくり基本構想」や坂出市人口ビジョンなどの関連計画との整合性を図るとともに、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」で示された新たな視点を取り入れつつ、基本目標や施策の基本的方向、具体的な事業等の検討を行ってまいります。

(1) 対象期間

本市の総合戦略はこれまで対象期間を5年間としてきましたが、上位計画である基本構想の対象期間（現行計画：平成28年度～令和7年度、次期計画：令和8年度～17年度予定）を勘案し、第3期総合戦略の対象期間は令和7年度～12年度の6年間、第4期総合戦略の対象期間を令和13年度～18年度の6年間とします。

	平成				令和																			
	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
基本構想	現行計画（10年間）										改訂	次期計画（10年間）										改訂		
総合戦略	第1期（5年間）				改訂	第2期（5年間）				改訂	第3期（6年間）				改訂	第4期（6年間）				改訂				

(2) 地域ビジョン【新たな視点】

第2期総合戦略における施策体系では基本目標を達成することで「働きたい 住みたい 子育てしたい まち」を創造することとしており、基本構想におけるまちづくりの将来像にも合致しています。地域ビジョンとしては基本的には第2期総合戦略の考え方を継承しつつ、来年度予定している基本構想の改訂内容を踏まえて、再度見直しを行います。

(3) 基本目標・施策の基本的方向

国の総合戦略では、4つの基本目標に変更がないことから、第3期総合戦略の策定においても原則として現行の基本目標・施策の基本的方向を引き継ぎます。

第2期総合戦略の基本目標

基本目標1 活力と交流のある、住みたいまちづくり

基本目標2 子育て世代に選ばれるまちづくり

基本目標3 安心して暮らしやすい、持続可能なまちづくり

(4) 具体的な事業等【新たな視点】

これまで積み上げてきた本市独自の取組について、人口減少対策の視点および国の示すデジタルの力を活用する視点に基づき、必要な見直しを行います。

2. 施策体系

働きたい
住みたい
子育てしたい
まちの創造

基本目標1 活力と交流のある、住みたいまちづくり

《施策の基本的方向》

- (1) まちの活性化と生活環境の向上
 - ① 瀬戸内の交通結節点としてのポテンシャルの活用
 - ② 都市の環境整備と地域公共交通の利便性向上
- (2) 坂出の魅力発信
- (3) 移住・定住の促進
 - ① 移住の促進
 - ② 若者の定住促進
- (4) 交流人口の拡大と関係人口の創出
 - ① 観光を軸にした交流人口の拡大と関係人口の創出
 - ② 特色を生かした地域づくり

基本目標2 子育て世代に選ばれるまちづくり

《施策の基本的方向》

- (1) 結婚・妊娠期からの切れ目ない支援
- (2) 安心して子どもを生み育てられる環境づくり
- (3) 未来を拓く力をはぐくむ人づくり
- (4) すべての人が活躍できる環境の整備

基本目標3 安心して暮らしやすい、持続可能なまちづくり

《施策の基本的方向》

- (1) 企業誘致と産業振興による働く場の確保
 - ① 企業立地の促進と競争力強化の支援
 - ② 魅力ある農林水産物づくりと地域ブランドの展開
- (2) さらなる市民共働きの推進
- (3) 健幸のまちづくりの推進
- (4) 災害・防災対策の強化と持続可能な地域づくり

(第2期総合戦略より抜粋)